

*****基金解散に関するQ&A*****

No.	質 問	回 答
1	なぜ厚生年金基金が解散するのか？	当基金は昭和58年7月1日に社団法人全国住宅建設産業協会連合会加盟事業所を母体として、設立された。平成26年2月7日開催の第72回代議員会で解散方針を議決し、行政当局との間で、国の年金の将来部分の代行返上及び解散に向けた手続きを進めて行くことが決まりました。この背景は国の「厚生年金基金制度の見直し法案」が公布され、今後更に基金の存続をするためには、国が求める条件をクリアすることが厳しく掛け金引き上げなどにより存続が見込めないことにあります。よって基金代議員会を26年2月に開催し今後の解散方向で決まったものです。
2	当基金の現状と法改正の後の対応と将来部分の代行返上	基金が解散すると、国の厚生年金を代行している部分の債務である「最低責任準備金」相当額を国に返還することになります。仮に資産が最低責任準備金に不足することになれば、一括又は分割で事業主が追加負担することになります。また最低責任準備金には国の厚生年金の運用利回りが付利されます。下回ると資産の目減りになります。このようなことから資産を保有している間に早期に解散をしてDB/DC年金を設立に向けまた、将来部分の代行返上をして国への返還を前倒しする結論に至ったものです。
3	加入員の年金はどうなりますか？掛け金負担は無いのか？	基金の給付は加算部分(事業主負担)と代行部分(事業主と加入員の折半負担)、代行について基本プラスアルファ(掛け金負担無)で構成。給付の多くを占める代行部分に関しては、解散後は国から支給されることとなります。加算部分や基本プラスアルファは、基金解散に伴い終了となります。掛け金負担は加入員が負担している分は、本来国の部分であり解散後も変わりません。基金に納めていた分と国(年金事務所)に納めていた分を合わせた額を、国に納めることとなります。
4	基金が解散すると、現在受給中の年金はどうなりますか？	基金からの給付は加算部分(事業主負担)と代行部分(事業主と加入員の折半負担)、代行について基本プラスアルファ(掛け金負担なし)で構成されています。給付の多くを占める代行部分に関しましては、解散後は国から支給されることとなります。加算部分や基本プラスアルファは、基金解散に伴い終了します。代行部分に関しては、国からの支給となり年金は保障されますが、支給日が変更されます。
5	今後入社する新人は掛金をいつまで納めるのか？	7月の代議員会で決議事項となりますが、将来返上した後の、新人の掛金については資格取得の届は年金事務所と基金に、国との突合の観点から必要となりますが、基金規約の認可後は、掛金は告知しないということになりますので加算部分の掛金は徴収しない予定であります。同時に事業所様にも通知いたします。

No.	質 問	回 答
6	掛金は何時まで払うのか？	解散時点まで掛金は納めていただきます。解散とは、解散申請後の承認された時となります。
7	解散の時期は、早まるのか？	国の厚生年金届出内容と基金に頂いている、各事業主からの届出内容を例えば、算定基礎届、報酬届、基礎年金番号、喪失届等を国の届と基金の突合作業が早期に完了すれば、早まる可能性があります。推定では、おおよそ1年から1年半は必要と思われる。
8	現在の基金への掛金と年金給付はおおよそいくら？	正確には、9月の決算の資料に基づくこととなりますが、平成24年度ではおおよそ、掛け金収入は20億円、年金給付及び一時金(3年以上10年未満、退職一時金)を含め23億円位となり掛け金収入と、給付の逆転となっている。給付が収入掛金を上回りおおよそ3億円のマイナスとなっています。
9	解散まで掛金を納めずに、基金から脱退できるのか？その場合どうなるのか。	基金脱退の場合も規約にあります。脱退時の特例掛金を納めていただくこととなります。個別の事業所ごとに計算をしないと正確な数字は出ませんが、おおよそ1人、100万円位となります。標準給与月額が高いとか加入期間とかいろいろな要因で金額が変わります。事務局にご相談ください。
10	代行部分の一括返済は、いつか？	3分の2以上の同意書を回収して、代議員会で承認し認可申請をして認可が承認された後に前納制度を使い返済することとなります。
11	年金の選択一時金は、廃止になったが退職一時金は、まだ給付されるのか？	そのとおり、選択一時金は年金資産を圧迫するので、厚生労働省の指示で支給停止となりましたが、加入期間3年以上10年未満の退職者は当分の間、退職一時金として給付します。

No.	質 問	回 答
12	代行返上後の残余財産の分配は何時になるのか？	解散後に、残った資産を加入者、年金受給者で平等に分配することになります。時期や金額は解散後になりすべての計算が確定しないとわかりません。また今の時点で金額などは確定できません。
13	その残余財産は個人に返されるのか？	原則、加入者、受給者に公平に一定の基準で計算され、支払われることとなります。
14	解散までに年金資産が、代行割れになった時はどうなるのか？	加入事業所様に、不足分の掛金を納めていただくこととなります。
15	基金が解散をせずにこのまま残ったらどうなるのか？	5年後は存続基準を満たさない基金に対し厚生労働大臣の解散命令が発動されます。国のGPIF基準との差異を穴埋めすると同時に、現在の資産の約1.5倍の存続基準で、年金資産を持たなくてはなりません。約450億円必要となり、30万円の給与月額の人で、約毎月15000円(掛金)事業主負担が増えることとなります。
16	代行返上後の国からの年金は、現在65歳以上の人はどうなるのか？	国の老齢厚生年金と同様の支給停止措置が適用され、年金と給与で46万円以上の方は、年金の一部が支給停止となります。
17	現在の基金加入の加算部分が退職金の一部(退職金制度の内枠)は今後基金が無くなるとどうなるのか？	加算部分を退職金の一部として内枠で調整している場合は、別途加算部分の退職一時金の手当てが必要となります。

No.	質 問	回 答
18	新しい後継制度は、入らなくてはいけないのか？	任意の加入となります。事業主様の判断となります。
19	新しい後継制度は、必ずできるのか？	今後のスケジュールの中で、さらに具体的に内容を検討して行かなくてはなりません、基金型のDB/DC制度を作ることになりますから、ある一定の加入人数が必要であり、最低3000名以上が確保されないと運営できませんので、今後新制度説明会などで、加入促進を図っていくものです。
20	すでに、確定拠出年金(DC)を会社で導入していますが、基金でつくるDC制度にも加入できますか？	加入事業所様で、すでにDC年金を導入されている事業所様が多くありますが、1事業所1契約です。すでに導入されていますと基金の方は加入できません。しかし、確定給付年金(DB)の方はすでに自社(事業主様)で導入されていても別途基金の新DB制度に加入は可能です。
21	後継制度のDB/DCに加入対象となる年齢は何歳まで可能か？	加入年齢の制限は、DCは60歳未満の方です。DB年金は事業主様の雇用規程などにもよりますが60歳超でも加入可能です。しかし、いずれも加入期間が短いために本来の運用メリットの効果は薄くなりますのでご理解ください。
22	残余財産を、新制度に持ち込むことは可能か？	解散以降になりますが、可能です。事業主様から従業員様の同意が必要です。
23	残余財産を、中小企業退職金共済などに移行は可能か？	可能です。事業主から加入者との同意が必要となります。

No.	質 問	回 答
24	新しい年金制度加入のメリットは？	税法上のメリットがあります。掛金を損金算入できます。もらうときも退職所得控除及び年金でもらうときは、公的年金等控除の対象となります。
25	新型の年金DB/DC制度の運用は何か？	DB確定給付年金は基金が運用する。DC確定拠出年金は、個人が運用商品を選定して運用することとなります。
26	同意書の記入対象者について退職年金受給者も対象か？	現在在職の加入員が対象となります。
27	同意書にある1. 以下のことに同意しますとある、①、②、③の内容の意味は？	①基金の解散に同意。②国の代行部分のついての将来返上をする旨の記載。③は、解散時点での国の責任準備金に対して不足してる、特例解散の基金であります、その場合の債務(不足金)については、従来の基金の加入事業所の債務を国が直接回収を行うため、基金の加入事業所は連帯債務を免除されることの表記でありその旨、解散同意するとの意味となります。
28	同意書の記入について加入員の押印について	加入事業所が加入員に同意を取り付ける際に、加入員の同意は確認して署名(自署)しているが朱肉印が無く(出先の職場が違うなど)認印(シャチハタなど)で、やむをえない事情がある場合は、原則朱肉印で押印としてますが、同意につき自署し確認できている場合、事業主様の確認書類を頂ければ、良いものとします。(事務局にご相談ください。)
29	同意書の加入同意人数は？	最低3分の2以上の同意が必要です。できれば限りなく全員が望ましいです。様式第2号の加入員の同意については、一人一枚で記入いただいても構いません。20名まで連名で記入できますが、一人でも多くの記入が必要です。事業所様の判断で回収率を促進できる記入方法で構いません。
30	同意書の最終期限は？	6月30日までですが、各事業所の都合も勘案して、同意捺印がもらえないとカウントできませんので6月30日を超えてしまう場合は、あらかじめ、同意人数を30日までにご通知いただき、正式に自署、捺印の同意書を速やかに後日送付いただければ、間に合いますので、事務局にご相談ください。